

標準補償約款、加入規約の改定に関するご案内

本制度の標準補償約款、加入規約を一部改定しますので、ご案内申し上げます。

1. 標準補償約款、加入規約改定の経緯

これまでの標準補償約款・加入規約は、個人情報保護法改正前の個人情報の定義に基づき作成されておりましたが、個人情報保護法改正にあわせ、個人情報の第三者への提供の目的や提供先を明記するため、標準補償約款・加入規約を改定し下記内容の追記を行います。

- 補償認定請求用専用診断書を作成した診断医に対して審査結果をお知らせすること
- 原因分析報告書要約版の公表、原因分析報告書全文版（マスキング版）の開示等を行うこと

2. 改定日

2019年1月1日

標準補償約款については、改定日以前に登録証を交付した妊産婦の皆様についても、本改定内容を適用いたします。

3. 改定内容

標準補償約款・加入規約に、下記文言を追加いたします。

	標準補償約款	加入規約
追加箇所	(個人情報の取扱い) 第十一条	第九章 その他 (登録情報等に関する取扱い) 第三十一条
追加文言	三 今後の補償対象の認定申請に係る診断の質の向上を目的として、別表第二第三号の書類を作成した医療機関に対して個人情報を提供すること 四 制度としての高い透明性を確保すること並びに将来の同種の脳性麻痺の再発防止及び産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、個人情報を提供すること（ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除きます。）	三 今後の補償対象の認定申請に係る診断の質の向上を目的として、児の脳性麻痺の障害等級の程度を証明する診断書を作成した医療機関に対して情報を提供すること 四 制度としての高い透明性を確保すること並びに将来の同種の脳性麻痺の再発防止および産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、情報を提供すること（ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除く）

改定後の標準補償約款および加入規約は、本制度ホームページ (<http://www.sankahp.jcqh.or.jp/>) に掲載しております。

以上